

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：財務局】

機関名称	東京都財産価格審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都財産価格審議会条例第1条
設置年月日	昭和28年3月31日
機関の目的 ・所掌内容	東京都の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する。
委員数	11人 (うち、女性委員数 5人 )
会議公開	非公開
会議 非公開理由	以下の理由から一部非公開としている。 ・個人のプライバシー保護のため ・企業・団体等の秘密保護のため ・公正な行政執行の確保のため ・自由な意見交換が阻害される恐れがあるため
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	個人のプライバシーを扱う場合非公開とする
備考	—
HPのURL	<a href="http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kouyu/shingikai/zaikashin.html">http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kouyu/shingikai/zaikashin.html</a>
問い合わせ先	財務局財産運用部管理課 電話番号：03-5388-2733 FAX番号：03-5388-1280